

社会福祉法人 川の郷福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人川の郷福社会の役員及び評議員選任・解任委員の報酬について定める。

(定義)

第2条 本規定でいう役員は、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員が、会議出席する場合には、別表により報酬を支払うことができる。

2 同日に会議等に合わせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 旅費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費分とする。

3 宿泊等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設職員を兼務する役員は、施設職員の業務を除く法人職務に限り、この規定を適用する。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	105,000 円
理事	100,000 円
監事	20,000 円
評議員選任・解任委員	15,000 円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給は当日とする。

(規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を必要とする。

附則 この規定は平成29年4月1日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	5,000円	2,000円
理事業務報酬 (日額)	5,000円	2,000円

(2) 評議員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬 (日額)	5,000円	2,000円
評議員業務報酬 (日額)	5,000円	2,000円

(3) 監事

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (日額)	5,000円	2,000円
監事監査業務報酬 (日額)	5,000円	2,000円

(4) 評議員選任・解任委員

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬 (日額)	5,000円	2,000円